

## 品川区商店街国際化推進事業助成金交付要綱

制定 平成27年7月1日 区長決定 要綱第551号

### (目的)

第1条 この要綱は、羽田空港の国際化や2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定等により、今後、区を訪れる外国人の増加が見込まれること等をふまえ、商店街が実施する多言語による情報提供や外国人受入のための環境整備、イベントの実施等、商店街の国際化を推進する事業を支援することにより、商店街の活性化および国際化ならびに区民および商店街の外国人受入に向けた機運醸成等を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 この要綱に基づく品川区商店街国際化推進事業助成金（以下「助成金」という。）の交付を申請することができる者（以下「助成対象者」という。）は、品川区商店街連合会とする。

### (助成対象事業)

第3条 区長は、次の各号に定める要件を備える事業に対し、助成金を交付し、その事業に係る経費の一部を助成する。

- (1) 第1条の目的を達成する事業であること。
- (2) 前条に規定する者により実施される事業であること。
- (3) 事業内容が優れ、熟度が高い事業であること。
- (4) 事業化の具体性をもった企画であること。
- (5) 事業を実施した商店街にとどまらず他の商店街でも実施可能なモデル事業であること。

### (助成金の対象経費)

第4条 助成金の対象経費は、品川区商店街にぎわい創出事業助成金交付要綱（平成15年6月24日要綱第160号）および品川区商店街活性化推進事業助成金交付要綱（平成7年5月1日要綱第50号）の助成対象経費に準じて取り扱うものとする。

### (助成金の額および助成率)

第5条 助成金の額および助成率は、予算の範囲内で別に区長が定める額とする。

### (助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請書（第1号様式）により区長に提出しなければならない。

### (助成金の交付決定)

第7条 区長は、前条の申請があった場合において、助成金を交付することを適当と認めるときは、助成金交付決定通知書（第2号様式）により当該助成対象者（以下「助成事業者」という。）に通知するものとする。

2 区長は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

### (助成事業の内容変更等)

第8条 助成事業者は、事業の内容を著しく変更し、または助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書（第3号様式）により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請を受けた場合において、承認することを適当と認めるときは、変更等承認決定通知書（第4号様式）により助成事業者に通知するものとする。

（遅延等の報告）

第9条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しないときまたは助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに理由その他必要な事項を区長に報告し、その指示を受けなければならない。

（非常災害の場合の処置）

第10条 区長は、助成事業者が非常災害等により被害を受けたため助成事業の遂行が困難となったときは、必要に応じ、特別な措置を指示するものとする。

（実績報告）

第11条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）または助成金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第12条 区長は、前条の報告があった場合において、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第6号様式）により助成事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき助成金の確定額は、助成事業の実施に要した経費の額または交付決定した助成金の額のうち、いずれか少ない額とする。

（助成金の請求）

第13条 助成事業者は、前条の通知を受けた場合には、速やかに請求書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金の概算払い）

第14条 助成事業者は、前条の規定にかかわらず、助成金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（第8号様式）により区長に申請しなければならない。この場合において、第13条の規定する助成金が確定したときは、速やかに助成金精算書（第9号様式）により精算しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 区長は、助成事業者が次の各号いずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

（契約の相手業者に対する処分）

第16条 前条第1号に該当する行為に関与した請負または委託契約の相手業者は、その事実が判明したときから1年間、助成事業の契約の相手業者となることができない。

（助成金の返還）

第17条 区長は、助成金の交付を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じ

るものとする。

- 2 区長は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定をした場合において、既にその額を超える額が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(違約加算金および延滞金)

第18条 区長は、第16条の規定により、この助成金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、助成金の返還を命じたときは、助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間は既返還額を控除した額とする。）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満は切り捨てるものとする。）を納付させるものとする。

- 2 助成金の返還を命じた場合において、納期日までに助成金を納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合は切り捨てるものとする。）を納付させるものとする。

- 3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第19条 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第20条 第19条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係わる延滞金の基礎となる未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(助成金の経理等)

第21条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査)

第22条 助成事業者は、区長が助成事業の運営および経理等の状況について検査を求めたときは、これに応じなければならない。

(適用)

第23条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については品川区補助金等交付規則（昭和39年4月1日規則第4号）の規定を適用する。

(委任)

第25条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

品川区長 へ

団体名 \_\_\_\_\_

代表者  
役職名・氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

助成金交付申請書

下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 商店街振興事業名 商店街国際化推進事業

2 事業名 \_\_\_\_\_

3 事業内容 (1) 計画書 別紙1

(2) 予算書 別紙2

4 担当者 (1) 氏名

(2) 連絡先

電話番号 :

FAX番号 :

メールアドレス :

別紙1（第6条関係）

1 団体名
2 事業名
3 実施期間                      年    月    日 から                      年    月    日まで
4 事業の具体的な内容
5 期待される効果



第2号様式（第7条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

団体名  
代表者  
役職名・氏名 様

品川区長

助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった助成金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 商店街振興事業名 商店街国際化推進事業
- 2 事業名 \_\_\_\_\_
- 3 交付決定金額 \_\_\_\_\_ 円



年 月 日

品川区長 へ

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

役職名・氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

変更等承認申請書

年 月 日付品地商収第 号で助成金の交付決定の通知があった助成事業の内容  
を変更（\*中止）したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 商店街振興事業名 商店街国際化推進事業
  
- 2 事業名 \_\_\_\_\_
  
- 3 変更（\*中止）の内容
  
  
- 4 変更（\*中止）の理由

団体名  
代表者  
役職名・氏名 様

品川区長

変更等承認決定通知書

年 月 日付で申請があった助成事業の内容の変更（\*中止）について、下記のとおり承認します。

記

1 商店街振興事業名 商店街国際化推進事業

2 事業名 \_\_\_\_\_

3 承認内容

4 付帯条件

品川区長 へ

団体名 \_\_\_\_\_

代表者  
役職名・氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

### 実績報告書

年 月 日付文書番号で助成金の交付決定通知のあった助成事業が完了したので、  
下記のとおり報告します。

### 記

1 商店街振興事業名 商店街国際化推進事業

2 事業名 \_\_\_\_\_

3 実施事業の報告

(1) 別紙1 実施報告書

(2) 別紙2 決算書

別紙1（第11条関係）

1	団体名
2	事業名
3	実施期間                      年    月    日 から                      年    月    日まで
4	事業の具体的な内容
5	事業実施後の効果

別紙2 (第11条関係)

(単位:円)

経費名称	数量	単価	金額		備考
			対象経費	対象外経費	
合 計					

※「経費名称」欄

総事業費計 A

対象経費計 B

助成対象経費 (=B)	助成金確定額 C (=B×助成率)	団体負担額 D (=A-C)

「助成金確定額 C」

※算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、端数は切捨てとなります

※算出した額が助成金交付決定額を超過した場合、助成金交付決定額が助成金確定額となります

区 分	積立金	負担金	借入金	その他
団体負担額Dの内訳				

団体名  
代表者  
役職名・氏名 様

品川区長

助成金額確定通知書

年 月 日付文書番号で交付決定した助成金について、提出された実績報告書を審査した結果、助成事業の成果が当該助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められ、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

1 商店街振興事業名 商店街国際化推進事業

2 事業名 \_\_\_\_\_

3 助成金確定額

(1) 交付決定金額 \_\_\_\_\_ 円

(2) 確定額 \_\_\_\_\_ 円

品川区長 へ

団体名 \_\_\_\_\_

代表者  
役職名・氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

請 求 書

年 月 日付文書番号で確定額の通知があった助成金について、下記のとおり請求します。

記

1 商店街振興事業名 商店街国際化推進事業

2 事業名 \_\_\_\_\_

3 請求金額 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

品 川 区 長 様

団体名

代表者名

住 所

印

概算払請求書

年 月 日付文書番号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり請求します。

記

1 商店街振興事業名 商店街国際化推進事業

2 事業名

3 概算払請求理由

4 請求額 円

(内訳)

交付決定額 円

概算払受領済額 円

今回請求額 円

残額 円



年 月 日

品川区長様

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

助成金精算書

年 月 日付文書番号で確定額の通知があった事業が完了したので、下記のとおり精算  
します。

記

1	商店街振興事業名	商店街国際化推進事業	
2	精算額等	(1) 精算額（確定額）	円
		(2) 交付決定額	円
		(3) 概算払受領額	円
		(4) 返還予定額	円
		(5) 追給予定額	円